

2024年規定	2023年規定
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 車両の定義 以下の通り、分類される。</p> <p>1) 国際モータースポーツ競技規則付則J項260条(Rally5/Rally4/Rally3)または261条(Rally2)及びそれらの車両に関する公認規則に準じて製作された車両で、FIA公認取得前の車両。</p> <p>2) 国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づく<u>以下の海外ASNが規定するGroup AP4技術規定</u>に準じて製作された車両(公認取得前を含む)で、さらに、本規定第6条で定める車両の改造が認められる。</p> <p>①Motorsport Australia (https://motorsport.org.au/docs/default-source/manual/rally/2022/group-ap4—2022—1.pdf)</p> <p>②Motorsport New Zealand (https://motorsport.org.nz/wp-content/uploads/Group-AP4-Technical-Regulations-2022-V1.0.pdf)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>第6条 許可される追加・変更 本条で許可されている改造のみFIAおよび/または海外ASN公認部品以外の使用が認められるが、その他はFIAおよび/または海外ASN公認状態を維持しなければならない。</p> <p>6.1)～2) (略)</p> <p>6.3) 最低重量</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 車両の定義 以下の通り、分類される。</p> <p>1) 国際モータースポーツ競技規則付則J項260条(Rally5/Rally4/Rally3)または261条(Rally2)及びそれらの車両に関する公認規則に準じて製作された車両で、FIA公認取得前の車両。</p> <p>2) 国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づく海外ASNが規定するGroup AP4に準じて製作された車両(公認取得前を含む)で、さらに、本規定第6条で定める車両の改造が認められる。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>第6条 許可される追加・変更 本条で許可されている改造のみFIAおよび/または海外ASN公認部品以外の使用が認められるが、その他はFIAおよび/または海外ASN公認状態を維持しなければならない。</p> <p>6.1)～2) (略)</p> <p>6.3) 最低重量</p>

本規定第2条2)に基づく車両の最低重量は、排気量に対し、下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなければならない。

1,620cc 未満	1,230 kg
1,620cc 以上	1,300 kg

これらの重量は、出走可能な状態で一切の潤滑油、冷却水を満たすとともにスペアホイールを1本のみ搭載し、燃料とドライバーを除く車両の真の最低重量である。

疑義がある場合、技術委員は、重量を検証するため、燃料タンク（複数）を空にすることができる。

上記条件の下、車両とクルー（ドライバー+コドライバー、装備品）を合わせた最低重量は下記の重量を有していなければならない。

1,620cc 未満	1,390 kg
1,620cc 以上	1,460 kg

6.4) (略)

6.5) エンジン性能調整

過給器付きエンジンについては、下記の規定が適用される。

- ①過給システムは公認されたエンジンのもに合致していなければならない。
- ②すべての過給器付き車両はコンプレッサーハウジングに固定されるリストラクターを装備していなければならない。
- ③エンジンに供給されるすべての空気はこのリストラクターを通過しなければならず、リストラクターは、下記を遵守していなければならない。

・ 第254-4 図参照

・ リストラクターの最大内径は FIA 付則 J 項第 261 条に準じたエンジン、AP4 技術規則 3.0 エンジン仕様 に記載の規則に従って製作されたエンジンについては 32mm、シリーズ生産エンジンに何ら加工のないエンジンについては 34mm とする。

※シリーズ生産エンジンとは、少なくとも同一のエンジンユニットが 12 ヶ月連続で生産されていなければならない。同じエンジン（厳密に同一）を搭載し、12 ヶ月連続で 5000 台以上生産されていれば、他ブランドのモデルも生産数として数えることができる。

・ この内径は最低 3mm の長さが維持されていなければならない。

本規定第2条2)に基づく車両の最低重量は、排気量に対し、下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなければならない。

1,620cc 未満	1,230 kg
1,620cc 以上	1,300 kg

これらの重量は、出走可能な状態で一切の潤滑油、冷却水を満たし、燃料とドライバーを除く車両の真の最低重量である。

疑義がある場合、技術委員は、重量を検証するため、燃料タンク（複数）を空にすることができる。

6.4) (略)

6.5) エンジン性能調整

過給器付きエンジンについては、下記の規定が適用される。

- ①過給システムは公認されたエンジンのもに合致していなければならない。
- ②すべての過給器付き車両はコンプレッサーハウジングに固定されるリストラクターを装備していなければならない。
- ③エンジンに供給されるすべての空気はこのリストラクターを通過しなければならず、リストラクターは、下記を遵守していなければならない。

・ 第254-4 図参照

・ リストラクターの最大内径は 34mm。

・ この内径は最低 3mm の長さが維持されていなければならない。

- ・ この長さは平面Aの上流で計測される。
- ・ 平面Aはターボチャージャーの回転軸に垂直で、吸気ダクトの中立軸に沿って計測し平面Bの最大47mm上流にある。
- ・ 平面Bはホイールブレードの最も上流端部と中心線がターボチャージャーの回転軸となっている直径34mmの気筒の間の交差部を通過する。

この内径は温度条件に関わらず満たされなければならない。リストリクターの外径は、その最も細い部分で40mm未満でなければならず、上流、下流の双方へそれぞれ5mm以上の距離を維持していなければならない。

リストリクターのターボチャージャーへの取付けに当たっては、コンプレッサーからリストリクターを取り外すためにコンプレッサーハウジングまたはリストリクターから2つのネジを完全に除去しなければならないような形で行わなければならない。ニードルスクリューを使用した取付けは認められない。

リストリクターの取付けに際し、コンプレッサーハウジングの部材の除去、または追加は、その目的がリストリクターをコンプレッサーハウジングに取り付けるためのものである場合に限り認められる。

ネジの頭部に封印を可能にするための穴を開けなければならない。リストリクターは、単一の素材で作られていなければならない。取付けおよび封印を目的とした場合にのみ穴を開けることができる。これは、取付けネジ、リストリクター(またはリストリクターとコンプレッサーハウジングの取付け部)、コンプレッサーハウジング(またはハウジングとフランジの取付け部)、およびタービンハウジング(またはハウジングとフランジの取付け部)の間に施されなければならない(第254-4図を参照)。

ディーゼルエンジン車両の場合、リストリクターは、上記の条件下で、最大内径が37mm、外径が43mmでなければならない(この直径の値は予告なく変更され得る)。

並列する2基のコンプレッサーを有するエンジンの場合、上記に示された条件の下で、各コンプレッサーは、最大内径24.0mm、最大外径30mmのリストリクターにより制限される。

④～⑥ (略)

6.6) 排気系統/触媒装置

公認または登録された車両については、触媒装置を装着しなければなら

- ・ この長さは平面Aの上流で計測される。
- ・ 平面Aはターボチャージャーの回転軸に垂直で、吸気ダクトの中立軸に沿って計測し平面Bの最大47mm上流にある。
- ・ 平面Bはホイールブレードの最も上流端部と中心線がターボチャージャーの回転軸となっている直径34mmの気筒の間の交差部を通過する。

この内径は温度条件に関わらず満たされなければならない。リストリクターの外径は、その最も細い部分で40mm未満でなければならず、上流、下流の双方へそれぞれ5mm以上の距離を維持していなければならない。

リストリクターのターボチャージャーへの取付けに当たっては、コンプレッサーからリストリクターを取り外すためにコンプレッサーハウジングまたはリストリクターから2つのネジを完全に除去しなければならないような形で行わなければならない。ニードルスクリューを使用した取付けは認められない。

リストリクターの取付けに際し、コンプレッサーハウジングの部材の除去、または追加は、その目的がリストリクターをコンプレッサーハウジングに取り付けるためのものである場合に限り認められる。

ネジの頭部に封印を可能にするための穴を開けなければならない。リストリクターは、単一の素材で作られていなければならない。取付けおよび封印を目的とした場合にのみ穴を開けることができる。これは、取付けネジ、リストリクター(またはリストリクターとコンプレッサーハウジングの取付け部)、コンプレッサーハウジング(またはハウジングとフランジの取付け部)、およびタービンハウジング(またはハウジングとフランジの取付け部)の間に施されなければならない(第254-4図を参照)。

ディーゼルエンジン車両の場合、リストリクターは、上記の条件下で、最大内径が37mm、外径が43mmでなければならない(この直径の値は予告なく変更され得る)。

並列する2基のコンプレッサーを有するエンジンの場合、上記に示された条件の下で、各コンプレッサーは、最大内径24.0mm、最大外径30mmのリストリクターにより制限される。

④～⑥ (略)

い。

①触媒式コンバーターは量産品（2500台より多く生産された公認/登録されたモデルに装着されていたもの）であるか、FIAテクニカルリストNO.8（ASN公認触媒コンバーター）に列記されているものでなければならない。

②触媒式コンバーターのコアは、排気パイプ終了地点前の少なくとも150mm手前に位置しなければならない。

6.7) トランスミッション

①ギアボックス：マニュアルトランスミッションをオートマチックトランスミッションに変更することができる。（SPシリーズ部品（量産純正部品）/CDPコントロール設計パーツ（指定設計部品））

②センターデフ：SPシリーズ部品センターデフは、以下の条件で許可される。シリーズ部品センターデフを使用する場合は全てにおいて公認車両及びJAF登録車両に標準装着されている物でなければならない、一切の改造は禁止される。

6.8) ブレーキ装置（ターマック仕様 ブレーキキャリパー/ディスクベル）

ブレーキキャリパー/ディスク及び取付ベルは次の条件で自由に変更が認められる。

①キャリパーは、ブレーキコンポーネントメーカーから市販されている生産部品であること。

ホイール毎に1つのキャリパーユニットのみであること。

キャリパーハウジング/ボディにはスチールまたはアルミニウム製のみが認められる。キャリパーあたり最大4つのピストンまでとする。

取り付けブラケットは自由に作製されてもよい。ブラケットを除いて、すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。チタンおよびセラミック材料は特に禁止される。

②ディスク（ローター）と取り付けベルは、ブレーキコンポーネントメーカーから市販されている生産部品であること。ディスクの最大直径355mm/最小厚さ31mmとする。すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。

※ブレーキコンポーネントメーカーの定義として、製品カタログもしくは部品カタログが提示できることとする。ただし、ブレーキ部品メーカーとして認識されるブランド以外の部品を使用する場合は、そのブランドメーカーがブレーキ部品を一般的に生産している事を、書面等で証明すること

6.6) トランスミッション

マニュアルトランスミッションをオートマチックトランスミッションに変更することができる。（SPシリーズ部品（量産純正部品）/CDPコントロール設計パーツ（指定設計部品））

を条件とする。

以上

以上